

第百六十六回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第 五 号

平成十九年三月二十七日(火曜日)
午後二時三十分開議

出席委員

委員長 榎屋 敬悟君

理事 鈴木 恒夫君 理事 田野瀬良太郎君

理事 西村 明宏君 理事 平田 耕一君

理事 松浪健四郎君 理事 藤村 修君

理事 笠 浩史君 理事 伊藤 渉君

理事 阿部 俊子君 理事 秋葉 賢也君

新井 悦二君 江崎 鐵磨君

小川 友一君 小淵 優子君

加藤 紘一君 小島 敏男君

佐藤 鍊君 柴山 昌彦君

杉田 元司君 鈴木 俊一君

西本 勝子君 原田 憲治君

平口 洋君 福田 峰之君

藤田 幹雄君 藤野真紀子君

二田 孝治君 山本ともひろ君

奥村 展三君 田島 一成君

高井 美穂君 野田 佳彦君

牧 義夫君 松本 大輔君

松本 剛明君 横山 北斗君

西 博義君 石井 郁子君

佐々木憲昭君 保坂 展人君

文部科学大臣 伊吹 文明君

内閣官房副長官 下村 博文君

文部科学副大臣 遠藤 利明君

文部科学大臣政務官 小淵 優子君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 山中 伸一君

政府参考人 (文部科学省大臣官房長) 玉井日出夫君

政府参考人 (文部科学省研究開発局長) 藤田 明博君

政府参考人 (文部科学省スポーツ・青少年局長) 樋口 修資君

政府参考人 (文化庁次長) 高塩 至君

政府参考人 (厚生労働省労働基準局安全衛生部長) 小野 晃君

政府参考人 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官) 青山 伸君

文部科学委員会専門員 井上 茂男君

委員の異動

三月二十七日

辞任

井脇ノブ子君

飯島 夕雁君

馳 浩君

石井 郁子君

同日

辞任

新井 悦二君

杉田 元司君

藤野真紀子君

佐々木憲昭君

同日

補欠選任

馳 浩君

飯島 夕雁君

原田 憲治君

石井 郁子君

同日

補欠選任

井脇ノブ子君

三月二十六日

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

は本委員会に付託された。

三月二十二日

学校における自動体外式除細動器(AED)設置

に關する陳情書(大阪府吹田市藤白台五の七の一北村惣一郎外二名)(第二八号)
教育・文化の振興に關する陳情書(山形市松波四のの一五柿崎幹雄)(第二九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に關する件

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

文部科学行政の基本施策に關する件

○榎屋委員長 これより會議を開きます。

文部科学行政の基本施策に關する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官山中伸一君、文部科学省大臣官房長玉井日出夫君、研究開発局長藤田明博君、スポーツ・青少年局長樋口修資君、文化庁次長高塩至君、厚生労働省労働基準局安全衛生部長小野晃君及び資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官青山伸君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○榎屋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○榎屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。牧義夫君。

○牧委員 伊吹大臣には、私、一般質疑はたしか初めてであると思いますが、

昨年は教育基本法でいろいろお世話になりましたので、改めて感謝を申し上げたいと思います。

一般的な質疑でありますから、きょう、特に細かい通告はいたしておりません。大まかに、教育再生について、それから知財立国を目指してということ、大臣の率直な所見をお聞かせいただきたいと思ひましたから、細かいことは申しません。決して意地悪な質問もするつもりもございません。昨年、大臣の堂々たる答弁を聞いておりますから。

下手な大臣であればきちつと通告をするんですけども、きょうは、そういう意味で、質疑というよりも懇談みたいなつもりでお話ができればなど。ただ、時間に限りがございますから、大臣一流の逆質問はちよつと御遠慮いただきたいと思ひます。約三十分までよろしくおつき合ひのほどをお願い申し上げます。

また、きょうは、再生會議のことも少しお聞かせをいただきたいということで、下村官房副長官にもおいでをいただきました。下村副長官と私は多分、歴史認識はほぼ重なるんだろうと思ひますけれども、現状認識が本当に一緒かどうか、その辺のところもお聞かせをいただきたいと思う次第でございます。

まず一つ、先に下村さんの方からお聞きをしたいんですけども、昨年十二月八日、教育再生會議規範意識・家族・地域教育再生分科会(第二分科会)、こちらで野依座長から、塾は禁止した方がいいんじゃないか、こういう発言があったように聞いております。塾はできない子が行くためには必要だが、普通以上の子供は禁止にすべきだ、公教育を再生させるかわりに塾を禁止とする、昔できたことがなぜ今できないのか、我々は塾に行かずにやってきた、塾の商業政策に乗っているのではないか、このように強く訴えたというように聞いております。ノーベル賞学者の発言として、私はこれは非常に重い発言だと思いますけれども

も、これが十二月二十一日の第一次報告原案には盛り込まれなかったわけですね。このときの議論というの相当盛り上がったかのように報告をされておりますけれども、なぜこれが第一次報告原案に盛り込まれなかったのか、まずその辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○下村内閣官房副長官 答えたいと思ひます。

今御指摘の野依座長の御発言については、その詳細や背景は承知してございせんが、我が国の法制度において、一定の教育事業を禁止するということは、これは極めて難しいことであるというふうに思ひます。

その上で、野依座長の御発言は、基本的には、塾に行かなくても済むような、公教育を再生する、そのことがまず必要だ、そういうメッセージではないかというふうに理解をしております。

教育再生会議の第一次報告におきまして、この公教育再生への第一歩として、ゆとり教育を見直し、学力を向上させることを目指し、その一環として、塾に頼らなくても学力がつくようにすることが提言として盛り込まれたところでございまして、現在の初等中等教育において、すべての子供にしっかりと基礎学力がつくよう、公教育の再生に早急に取り組むことが喫緊の課題である、そういうふうにご認識しているところでございまして、

○牧委員 まさにそのとおりだと思ひますね。公教育を再生させるということが目的であつて、塾を禁止するというのは、一つのアフォーリズムというか、レトリックというか、そういう内容だったと思ひます。そのところを御認識いただければ、私はそれで十分だと思ひますけれども、今までのゆとり教育、これを見直さなきゃいけないという問題意識がやはりそこに入っているんだという認識でよろしいわけですね。

というのは、今、格差社会と言われますけれども、教育の格差というの大きいわけ、一方で公教育が学力低下をもたらし、一方では塾に行く子だけが勉強ができるようになる。ということ、つまりは、ゆとり教育が教育の格差を生み出

したと言つても、私は過言ではないと思ひます。で、そこら辺のところをきちつととらえていただければ私は問題ないと思ひますけれども、極端な言い方をすれば、ゆとり教育というのは文部官僚の陰謀じゃないか、こんなようなことも言う人がいる。これは言い過ぎだと思ひます。一方で、平均的に学力を低下させておいて、官僚の子供が越境通学してたりあるいは私学へ通つて、あるいは有名な進学塾へ通つて、そういう現象を見ればそういう言葉が出てくるのも、私は無理からぬ話だと思ひます。

そういう意味で、本当の意味での公教育を再生させる、つまりは、学力をボトムアップさせるんだという認識でよろしいですか。大臣と官房副長官からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○伊吹内閣大臣 基本的認識は、たゞいま副長官からお話をしたとおりで結構だと思ひます。

ゆとり教育は、例えば鳩山邦夫先生もこれを大変推進されたお一人だと思ひますけれども、その当時、ゆとり教育という言葉で考えられていたことと、今総合学習の中で行われている実態というのが、私はかなり理想と現実とは違つてきているんじゃないかと思ひます。

やはり基礎学力をしっかりと、そして、その上で現実社会にそれをどう応用するかということとを学ばせるのが総合学習の時間。だから、総合学習については、御承知のように、点数をつけておりません。また、各教師の自由な判断にゆだねられております。それが、残念ながら、当初、鳩山邦夫先生たちが考へていたとおり運用されていらないというところに、私はゆとり教育と言われ

るもの大きな問題があると思ひますね。ですから、基礎学力をもう少しやはりしっかりとつづけるということを前提に、総合学習のあり方を見直していくということを、今、学校教育法を改正し、そして、それに応じて学習指導要領を変えながら実現をしていきたい。ですから、基本的な認識は、先生のおっしゃっていることと我々が

考へていることはそう違ひないと思ひます。

○下村内閣官房副長官 御指名でございしますのが、教育再生会議におきまして、「ゆとり教育」を見直し、学力を向上する、「教育格差を絶対生じさせない」という見出しで、幾つかの提言をいただいております。

本来のゆとり教育の理念は、間違つていない、正しいことだと我々思つておるわけでございします。が、学校現場においては、父母の皆さんからすると、ゆとり教育という理念が緩み教育になつてしまつておるのではないかと、そういう危惧を持つておられる方が多いのではないかと思ひます。

私、二十三区に住んでおりますが、例えば今、二十三区で私立中学校に通つておる、進学している子供が三八%もいるそうでございまして、これは公立学校が、学力それから規範意識等、公教育がしっかりといていないということで私立中学への進学が高くなつておるという、データ的に推測できるわけではございませんが、そういう意味で、公教育がしっかりと頑張ることによって、私学にも負けないような、そういう再生が必要ではないかというふうに思ひます。

○牧委員 基本的な認識はそれで全くだと思ひます。私もそのように思ひますけれども、なぜ、あえて教育再生会議というものをこしらえてこういう議論をするのかというところに思ひをいたしたときに、やはりそれは、基本的な認識は一緒ですけれども、私はそんな生つちよりのものじゃないなという意識を持つておるんですね。野依さんも多分そういう意識があるからこそ、あえて塾禁止だというぐらゐの発言をされたんだらうと思ひます。そこら辺のところを下村副長官はどう受けとめておるのかということをお聞きをしたいわけ

です。

やはり、教育再生という言葉そのものからすれば、本当にドラスチックな改革が私はその言葉から期待されるわけで、教育再生会議と、中教審

と、屋上屋を重ねるようなことをして何になるんだと思ひましたけれども、私は、野依座長の発言を聞いて、やはりそれだけの覚悟というものがあるんだなと思つたからこそ聞いておるものであつて、そういう意味で、今の答弁では私は納得できないわけ。

むしろ、本当に下村さん、塾を禁止だと、下村先生の立場では言いづらいのはよくわかりますけれども、それぐらゐのことをおっしゃつていただかないと、私は、せつかくの教育再生会議の意味がないと思ひます。

教員免許のお話やら、あるいは地方教育行政のあり方等々、これからまたいろいろ議論になろうかと思ひますけれども、そういう、小手先と言つたら語弊があるかもしれないけれども、そういう部分じゃなくて、本来、もっと掘り下げて、本質からきつと議論するのがこの教育再生会議のあり方であると思ひし、だからこそ議論の過程もしっかりと公開をして、国民的な議論に高めるべきだと私は思つておりますけれども、下村さん、どうでしょうか。

○下村内閣官房副長官 委員御指摘のとりの趣旨で、教育再生会議が安倍総理のもとでつくられたものであるというふうにご認識しております。

これは、中央教育審議会が文部科学省の諮問機関としてあるわけでございしますが、教育再生会議は必ずしも文部科学省の枠だけにこだわらない、いろいろな分野において教育が本質的な影響をしている部分がある、これを徹底的に議論していくというところで、とりあえず、第一次報告の中では、まず喫緊の、学校現場をどう改革していくかということ、公教育に絞つて提言をしていただいておりますが、これから、第二次報告を五月、それから第三次報告を十二月、ほかのあらゆる分野における議論をしていただいて、しっかりと教育そのものをこれから再生、活性化することによって、この国を再生すると思ひます。それからいろいろな分野においても提言をしていただくことになっておりますので、そういう危機感のも

とでまた御期待にこたえていただくような議論をぜひ教育再生会議でしていただきたいというふう

に思っております。

○牧委員 わかったようなわからないような気がいたしますけれども。

もう一度聞きますけれども、再生というのは、再生という言葉は、辞書を調べれば、死にかつたものが生き返ることというふうになっているんですね、意味合いとしては、では、ちよつと大臣に御認識をお伺いしたいんですけれども、教育のどこが今死にかかっているんでしょうか。

○伊吹国務大臣 やはり率直に言つて、特に公教育は、自分の保護している児童生徒を安心して預けられるのかということをお父兄の方みんな考えているんだと思います。だから、私学へ行つたり、あるいは塾へ通つたりしているわけで、これは本来の姿としては、やはり、公立学校に通つていけば一応最低限の基礎学力と規範意識を身につける、そして子供をそこへ預けていけば、現場が荒れているとかいじめがあるとかということが、それはどこにでもそういうことはあるでしょうけれども、まあまあ何とか安心だなと思つていただける状態になっているかどうかということなんだと思いますね。

それがそうならないという認識が多くなの方々にあるから、教育の再生、教育の改革という議論になつてきているわけで、そのことは、学校の現場の今の現状を改めるのは、安倍内閣として、私は四、五年の間には必ずやり遂げたいと思つて

す。しかし、そこで教育を受けた人が父母になつて、そして子供を産んで、そして子供をしつて、そのしつけられた子供がまた父母になつてその子供をしつてという繰り返しをして、本当にいい日本人が出てくるというのは、私はやはり五十年仕事だと思ふんですね。しかし、そのときは我々ももう、安倍さんも含めてこの世にいないと思ひますけれども、あのかとき安倍内閣というものがあつて、ああいうことをやつてくれたから、日

本のイノベーション、そして日本人の勤勉意識、日本人の品性というものは維持できて、世界から侮られない国であるんだと言われるようにする、これが教育の再生の私の願いであるし、私の義務だと思つてやっています。

○牧委員 今の大臣の御発言は一面においては正しいと思ひます。ただ、果たして物事の全体をとらえているのかなと。

今大臣のお立場で、今の公教育の現場がこうだという認識については、私は正しいと思ひます。ただ、現状、今の教育が死にかかっている状況というのは決して容易ならざるものがあつて、それは公教育の学校現場だけじゃなくて、私が例えば地元でいろいろ見聞きした事柄から判断をするに、むしろ、家庭の方が死んでいるんじゃないか、死にかかっているんじゃないかと。

例えば、民生委員の方やそれに準ずるボランティアで、家庭を巡回して世話をされている方からお話を聞くと、もうこの現状を見てもらつたら国会でやつていっている議論なんてあはしくなるよと。その家庭の現状は、もう足の踏み場もないよと。それで、小学校の低学年の子供が乳幼児の面倒を見ている。お母さんどこ行つたのと言つと、パチンコ行つていっているという家庭が幾つもあると言ふんですね。自分たちだけじゃ面倒見切れないと。

こういう現状を見たときに、果たして、お子さんを安心して預けられる学校がどうのこうのとかがいう次元じゃなくて、これは文科省だけで対応できる話じゃないと思ひますけれども、本当に国民的な、国全体としての取り組みが私は必要だと思つておりますし、その意味で中教審とは別に教育再生会議というのがあると思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 それはもう先生がおっしゃる通りだと思ひます。私は文部科学大臣としての立場がございすから先ほどのような御答弁は申し上げましたけれども、これは豊かな国には常に起こってくる現象

で、小さな子供が乳幼児を見ながらお母さんがパチンコに行つていっているということも、先生、それはあると思ひますよ。

しかし、そうじゃなくて、産業構造が変わつて工業化が進んで、これだけ人口の都市集中が起つて、そして共働きということが起こると、家庭は実質的にありませんよ。四時、三時に学校が終わつて子供が家へ帰つてきたときは、お母さんもしなければ、少子化で兄弟もいないんですよ。お父さんは従来どおり勤めに出ていす。そして、それが地域社会の崩壊をもたらしているわけですね。

ですから、この前お願いした改正教育基本法には、教育の原点はまず家庭であるということが書いてあるわけですね。そして、家庭と地域と学校とが一体となつて、しつけと教育とをやつていくというのは、それはもう先生がおっしゃっているとおりなんです。

ですから私は、むしろ教育再生会議が、余りこういう表現はいけませんけれども、学校現場の小さなことに携わるよりも、いかにすれば地方を再生できるか。地方を再生するということは、家族が定着する場所ができるということですよ。家族が定着する場所ができるということは、地域コミュニティの教育力がもう一度復活することなんです。だから、先ほど副長官が申しましたように、再生会議というのはもう少し大きな枠組みの議論をしていただいて、公教育の部分だと何かかはむしろ中教審に任せていただいた方が本来の役割分担としてはいいんじゃないかということ、私は、私は再三申し上げてきたことです。

○牧委員 理念的な認識においては、私も大臣と全く変わりません。ただ、私が申し上げたいのは、もう少し現状の認識をしていただければないと、そこなんです。現状はそんなもんじゃないんですよ。

地域と家庭と学校が一体となつてと、それは言いますよ、そういうふうに。だけれども、私の地元だけかもしれないけれども、その地域、コミュ

ニティーの教育力というのはそこそこあるんですね。意識のある方たちが本当に手弁当でいろいろなことをやつていただく、そういう土壌というのはあるんですけれども、何よりもその、家庭の中です。これは、そこまで立ち入れないと言われただけでも、これも立ちはだかる壁がある。だからこそ、これは文科省では限界があるのであれば、もうちよつと何らかの措置が必要じゃないかと私は思ふわけですね。

例えば今回の十九年度の予算を見ても、生涯学習政策局の予算案の中に、家庭の教育力の向上に向けた総合的施策の推進と、ずらつと、こうありますけれども、これを見ていても、家庭教育支援総合推進事業九億八千万、新家庭教育手帳(子育てヒント集)の作成ですとか、こんなことで現状に対応できるのかと、私は甚だ疑問に思わざるを得ないわけで、本当に、全国的あるいは国民的な取り組みがなければもういつたことに対応できないというのが私の意見であります。

そのためのいろいろな施策というのはあろうと思ひますし、しつかりと、その人材の確保も必要だし、あるいはその人材が時には他人のプライバシーにも立ち入る場面もあろうかと思ひます。そういうことについての法的な裏づけですとか、あるいは総合的な、その全体の予算だとか、そういうことについて、では、例えば安倍内閣としてその覚悟があるのかないのか、そういうことをちよつとお聞かせください。

○下村内閣官房副長官 教育再生会議の第一次報告の見出しも、委員御指摘のような認識のもとに「社会総がかりで教育再生を」とうたつておりまして、その第一弾が、まずは「公教育再生への第一歩」ということで、具体的な提言をしていただいているわけでございます。この中で、社会総がかりでの全国的な参画ということ、今御指摘のような危機感というのは我々も共有をしているというふうには思つております。改正教育基本法の中で、先ほど大臣からお話

は家庭にあるということから、今後、家庭は教育の原点で、保護者が率先し子供にしっかりしたしつけをするということで、例えば、家庭の日を利用しての多世代交流とか、食育の推進、あるいは子育て支援窓口の整備等々、具体的な提案もこの再生会議の中で盛り込んでおりますし、また、地域社会の対応ということで、学校を開放し、地域全体で子供を育てるという放課後子どもプランの全国展開、この四月から本格的に始めるわけでございますけれども、地域リーダー、教育コーディネーター等を活用しながら、家庭を中心としながら地域ぐるみで子供たちを育てていこうと。

そしてまず、現実問題として、そこに小学生、中学生がいるわけでありまして、この小学生、中学生に対して、議論だけしているのでは、卒業してしまつて、今の子供たちに対する何らかの救済策なり支援策なり教育施策ができないということであつては責任放棄だと思ひますが、まず今いる子供たちに対して的確に対応するような施策ということで提言もいたしておりますし、これから第二次、第三次の中でさらに幅広い提言、議論を展開されるものというふうに思っております。

○牧委員 時間がございせんから、この話はこの辺にしておいて、次に移りたいと思ひます。

冒頭申し上げましたように、知財立国を目指してのさまざまな取り組みが、もちろんこれは文科省だけじゃなくて、省庁またがつてあろうと思ひます。ただ、特に著作権を中心に、それをつかざるところはやはり文科省でありますから、きちつとそこら辺のところを一つ一つ私はこれから、きょうはさわりのところだけで、今後、シリーズですつと詰めていきたいなといううな希望もございします。

というのは、前国会で著作権法の改正があつて、その場で私も質問させていただきましてけれども、医学書の文献が薬事行政手続上は無許諾で使用ができる、そういうお話になつたわけですけども、現状として、製薬会社の営業活動なんかにはサービスで文献のコピーが出回つていたり

か、そういった侵害というののもまだ私は聞くわけ、そういったことについてもこれからやつていきたいと思ひます。

つまりは、結局、例えば薬品というのは特許権で守られている。一方は著作権で守られている。その権利と権利のバランスというものがきちつと適正にとられていなければ、一方が他方の権利を侵害してそこで利益を上げれば、それは不当利得ということになるわけですから、それはきちつと許諾があればそれに対する補償があつてという表裏一体の関係というのがやはり今後もちつと確立をされていかなければならないと思ひわけであります。

そういった意味で少しきょう質問させていただきたいのは、まず、事務方の方で結構ですから、ちよつと基礎的なことだけ確認させていただきたいのは、例えば不当利得がなければ取り締まりの対象にならないという理解でいいのかということであります。

言葉をかえれば、例えば、文庫本を買つてきて、その文庫本が字がちぢいから、自分は読みづらい。拡大コピーをとつて自分で読む分については、それは別に許諾も必要ないけれども、それを例えば大量にコピーをとつて、それを人に売つた場合には権利の侵害になる、つまりは、利得がある場合には許諾が必要である、そういう理解で間違いないのかどうか、まず確認したいと思ひます。

○高塩政府参考人 先生のおっしゃる理解で、私も同じ理解をしております。

○牧委員 そうすると、著作権法の第三十六条に、入学試験や何かは無補償、無許諾で使うことが許されているけれども、営利目的の、例えば予備校の模擬試験なんかは補償金の支払いを義務づけられている、これで間違いないですね。

○高塩政府参考人 先生御指摘のように、著作権法では、教育の公共性を踏まえまして、教育現場での著作物の利用を円滑にするために、一定の場合に著作者の許諾を得ずに著作物を利用できる例

外措置を規定しているわけでございます。

先生御指摘のように、営利を目的とする、例えばテストの問題でございしますと、学校においてそのテストの問題でいわれる著作物を使う場合には許諾は不要でございしますけれども、予備校等の模擬試験でそれを利用する場合には、やはり後日の使用料の支払いというものが必要になる、こういう理解でございします。

○牧委員 そこで、具体的に質問ですけれども、そうすると、例えばこの春実施される全国一斉学力テスト、例えばこの中で使用されるこの文獻から引つ張つてきたものとか、その中身については許諾が必要で、なおかつ補償が必要であるという理解でよろしいですか。

○高塩政府参考人 この春の全国学力テストにつきましては、許諾は不要であるというふうに考えております。そして、その使用料の支払いにつきましては、営利を目的としていないということ、不要というふうに考えております。

○牧委員 そこら辺のところ、ちよつと私、今にわかには理解ができません。というのは、次長、よろしいですか、この試験というのは民間が請け負つて実施されるんですね。どの業者でしようか。民間が請け負うんですね。違いますか。

○高塩政府参考人 大変申しわけございませんけれども、私、学力テストの担当でございせんので、どういう形で実施するか、ちよつと、必ずしも理解していないということで、大変恐縮でございします。

○牧委員 今ここで確認したかったんですけども、たしかNTTデータとベネッセですか、それが委託を受けてこの試験が実施されるということだと私は聞いております。

この実施主体は文科省なのかもしれません。ですから、文科省が営利を目的としてこの試験を実施するわけではありませんから、そこはいいんですけれども、ただ、これを委託された業者というのは、やはり業としてやるわけですから、これは

営利目的なわけですよ。そこら辺のところの理解がちよつと違うんじゃないかなと。

○伊吹国務大臣 文化庁ではちよつとわかりかねると思ひますから、私の知つてい範囲のことを申し上げたいと思ひます。

実施主体は、先生がおっしゃっているように、文科省であつて、その業務を委託しているわけですから、問題の作成等は業者がやるわけではございません。問題の作成はこちらがやるわけです。そして、もちろん、試験の実施を彼らに委託しているわけですから、その守秘義務ですね、勝手にこの受験者の氏名だとか住所を使つちやいかぬとか、そういうことはもう詳細に契約書の中に書き込んでやつておりますので、問題の中に引用した著作物について、業者がそれで利益を上げるという構成にはならないと思ひます。

○牧委員 そこら辺のところ、ちよつと私も、今の大臣の説明だけでは判断できかねます。これはひよつとすると、場合によっては司法の判断ということにもなるかもしれませんし、例えば、カラオケへ行つて、我々がお客さんで行つて歌う分には、我々には別に許諾の補償の義務はないわけですよ。それを業としてやつているお店にその義務があるわけで、それと同じように、文科省にはその義務はないのかもしれないけれども、この業者が、どういう関与の仕方かにもよるんでしようけれども、そこら辺は難しいところだと思ひますよ。そういつたことがまだ整理がつかないところ、特にこういう試験問題とか、あるいは、それをまたもう一回書物にして再発行するよな、例えば過去問題集とか、そういうつたものについてはいさちつとしていないところがたくさんあると思ひます。

やはり、こういうところをきちつとしておかないと、後々いろいろ問題も出てきかねないし、これまでもいろいろな訴訟というのが起こつていわけ、これは訴訟ですから、それは行政の話じゃなくて司法の話だと、我々は関係ないと言われるかもしれませんけれども、あまいな部分が

そのまま残っているからこそ訴訟がたくさん起きるといふこともやはり行政としてはしっかり考えなきゃいけないし、我々立法の立場にある者も、そこをきちっとしなければ、それはいずれは立法の不作為だと言われてもいたし方ないこともあるうかと思うので、そこら辺のところをきちっとしておきたいと思うんですね。

特に試験問題なんかは、その著作物の中の一定の、部分的なものをそこから勝手に抜粋したりして問題をつくったりすることもあるわけで、その著作権者の持っている著作者人格権みたいな、そういうものが本当にきちっと担保されているのかどうなのか、そこら辺のところも、私は今後きちっとしていくべきだと思います。

文化庁として、過去にもいろいろないきさつがあったと思いますが、どんなふうにもそこら辺のところを認識されておりますか。特に、冒頭、塾の話もしましたけれども、大手の学習塾なんかでそういう権利の不当な侵害があつて、そういうことが過去に裁判にもなっているという事例もあるわけですね。これは野依さんがおっしゃるとおり、やはり塾というのは商売だということ、商売であるからこそ、それはもうけるからにはきちっと義務も果たさなければならぬわけですし、そこら辺のところを、まず文化庁としてどういう認識を持っておられるか。

○高塩政府参考人 先ほどは申しわけございませんでした。

全国学力テストにつきましては、文部省が実施をするわけでございますけれども、文部省自身に試験問題作成の、使用料に相当する報酬を払うという義務はないわけでございますけれども、委託された業者が、その試験問題を作成するにつきますして、その試験問題を作成する場合に、報酬を受けてこれは行うということになると思いますので、その場合には業者に補償金の、業者といいますが、まさに業者に義務が生ずるということでございます。

それと、先生おっしゃられたように、試験問題を後日、これは入試問題等におきまして、入試そのものだけではなくて、その後日にホームページとか過去の問題集への掲載という場合には、当然、その作成者につきましては、著作者の許諾が必要であるということになっております。

○牧委員 そうすると、先ほどの大臣の答弁とはちよつと違うんですね。さっきの大臣の答弁とちよつと違うじゃないですか。ちよつと、それははつきりさせてください。

○梶屋委員長 それじゃ、文化庁高塩次長、再答弁。

○高塩政府参考人 済みません。私、学力テストの担当でないで、その仕組みを知らずに、一般論を申し上げたところ、大変おわび申し上げます。と思つております。

印刷だけの外注だということございまして、学力テストの仕組みを知らない者が答弁したことをおわび申し上げます。大変失礼しました。申しわけございません。

○牧委員 ちよつと今のやりとりを見ていると、本当に、大臣を信用しないわけじゃないんですけども、一回調べられて、また前言を翻すという今の現象だけ見ていると、やはりこれは難しい問題だなということはおわかりました。

○伊吹国務大臣 それは、先生、文化庁は全国統一の学力テストの所管の役所ではありません。ですから、私が大臣として、問題の作成はどこでやるのか、そしてベネッセその他に何を委託するのかというところは初中局からきちっと聴取しております。だから、私はそれを先生に御答弁申し上げているわけで、今次長が申しましたのは、一般論として、委託を受けた業者がもし問題をつくるのであれば、営利を伴う場合は当然その費用を払わねばならないということを言っているわけで、別に、今のやりとりは完全に間違つたことを言っているだけのことであつて、何ら私が答弁したことが事実と違うことはありませんから、御心配になることはないと思います。

○牧委員 いずれにしても、難しい問題だなと思うんですよ。また、こういうことが万一訴訟にならないとも限らないわけですね、その見解の違いというのが今これだけの議論の中でも出てくるわけですから、それでも、やはりそれは許諾が必要なんだと権利者が言うかもしれない。

だから、そこら辺のところをあいまいにしていちゃいけないと思いますし、きょうはちよつと時間切れになつてしまいましたがあれですけれども、今後、例えば、さっき申し上げたような、著作者の人格権というものが例えばこういう試験問題なんかで本当に守られているのかどうなのか、そういうことも含めて、また今後ちよつと議論をしたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

どうもきょうはありがとうございました。

○梶屋委員長 次に、田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございます。きょうは、四十分間時間をちょうだいいたしました。大臣以下、文科省に対して質問をさせていただきます。

ちよつと昨年十月、大臣御就任の演説に対する質疑の機会をちょうだいし、教育現場の実態をというところから、小学校、中学校の学校給食問題、事例として取り上げて、現場の教職員の勤務実態の問題に言及させていただいたところでありました。大臣の御理解をいただいて、早速文科省が全国の小学校そしてまた中学校でこの給食費の未納状況の把握を調査いただきまして、その結果を公表いただいたところであり、それこそマスコミも、昨年の末から随分、各紙が社説等でも取り上げていただくくらい、この給食費の未納問題の実態調査の結果をクローズアップしていただきたところでありました。

この未納問題、マスコミが取り上げているのは、どちらかというと保護者のモラルの問題を随分クローズアップいただきました。それはそれで大変大きな問題だと思ひますが、私が、十月、質疑の中で取り上げさせていただいた未納

問題は、未納者に対する徴収また督促事務、こういった、言つてみれば教職員の本来の仕事以外の部分に教職員が随分苦勞をしているのではないかと問題提起でありました。その点についてきょうはお尋ねをしたい、そんなふうに思ひます。

まず、十月二十日に質問をさせていただいてから、全国の実態調査をしていただいたわけですが、この実態調査の経緯と申しますか、どのような流れでこの調査を行われたのか、これを簡単に、事務的に御説明いただきたいと思います。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

学校給食費の未納問題につきましては、各学校や市町村教育委員会等が大変対応に苦慮されておられる事例が多く伝えられておりましたことから、委員御指摘のように、昨年十月の二十日の本委員会の委員御指摘も踏まえまして、文部科学省といたしましては、昨年十一月から十二月にかけて、学校給食を実施している全国すべての国公私立の小中学校を対象に、平成十七年度における学校給食費の徴収状況を悉皆で調査をさせていただきます。

本調査は、学校給食費の未納の件数でありますとか、その未納額、学校給食費の徴収方法など、平成十七年度の学校給食費の徴収の実態を調査するとともに、学校給食費の未納の主な原因や最近の未納の増減の状況などについての学校の認識を調査させていただきます。そしてまた、学校給食費を未納されておられます保護者に対します対応方策や、具体的にどういった方々がこの対応に当たっておられるのか、その際の学級担任等に対する校務分掌上の配慮の有無等について、都道府県教育委員会を通じて、各学校の給食費の徴収状況等について調査をさせていただきますのでございます。

○田島(一)委員 私の手元にもこの調査の結果がありますので、その中を幾つか、概略的にピックアップしてみたいと思ひます。

未納の児童生徒がいた学校が全国の四三・六

%、そして未納の児童生徒数は全体の1%、微々たる数字だというふうにとらえる方がいるかもしれないけれども、この未納額の総額は二十二億円にも上っております。

徴収の実態を見ておきますと、どうも、金融機関の口座から引き落とされているケースが七割を超えていることから、本来ならば、学校が直接納付状況に関与せずとも、銀行そして保護者の間で行われているべきはずであり、どちらかといえば、現場でもなかなか把握しにくかったところが多分あったのではないかと思います。

しかしながら、今申し上げたように、四割以上の学校で未納問題が起きている。このことによつて、現場も、未納に対してどのように対応されているかと聞けば、電話や文書による説明、督促をやられている学校がほとんどありますが、中には、家庭訪問によつて保護者に対し説明をし、また督促に回るといったものも半分以上、五五%の学校が対応しているというふう聞いています。中には、PTAの会合等を通じて保護者呼びかけるといった取り組みもされているようでありますが、残念ながらPTAの会合は一〇〇%の出席率ではありません。

そういった中で、成果が上がっている学校、そして成果が全く上がらずに依然苦慮している、そんな学校というのも見え隠れしているところであります。

もちろん、この主たる原因は、保護者としての責任感であるとか規範意識の欠如を理由に、原因だとして挙げている学校が大半であります。今回のこの数字、調査結果が出てきたわけでありま

すけれども、この結果をどのように分析され、結論に達せられたのか、そしてまた、この結果を大臣としてどのようにお受けとめいただいているのか、御所見をお伺いしたいと思います。

兄の方が、保護者の方がやはり十分理解していただくということがまず一番大切だろうと思ひます。

そして同時に、未納の保護者から代金を払っていただくということについて教師にできるだけ負担のかからないように考えていかないと、教師の本来の仕事ができなくなるといふことですね。

それから三番目は、私は実は、この数字を事務局がつくって持ってきたときに、未納の児童生徒と書いてあったので、ちょっと意識としてはよくないぞと。やはり未納しているのは御父兄であつて、だから納めていない父兄の保護のもとにある児童生徒が学校でいじめられたりつらい思いをしないように配慮はしておかないといけないよというふうなことを、私のとらえ方としてはとらえております。

そして、やはりそれを、全体を指導し、今申し上げたようなことを担保していくのは市町村の教育委員会であると思ひますから、都道府県教育委員会を通じて、後ほど参考人から御説明をさせますが、文部科学省としてはこういうやり方でももらいたいということを通知しているところがございます。

もたないといけないという中から質問の例として取り上げたわけであつて、その配慮をしていない現場がある。

今、大臣は、それぞれの教育委員会が頑張れ、やるべきだという御指摘をさせていただいたわけでありますが、現状はそうなっていないといふことでもあります。相当強力でそれぞれの教育委員会の方に通達をしていただかないとこれは改まらないのではないかとおもうに思ひますが、もう一度そのあたりの姿勢をお聞かせいただけますか。

○伊吹国務大臣 どういうことを通知したかというの、少し参考人から後ほど御説明をさせていただきますが、特に学校の先生に負担をかけないように、例えば、従来保護者に渡していた給付金を直接校長に渡すとか、あるいは、PTAぐるみで保護者に働きかけたらうまいといったいう成功事例とか、こういうことはみんなが共有をしないといけない。

ただ、地域ぐるみ、PTAぐるみで学校の先生の事務を肩がわりしていくというのは、これはブライバシーの問題があつて非常に難しいですね。

ですから、そのあたりのバランスを考えてやりやうていかないと、かえつて反発を食うということもありますから、かなりその辺の詳細を配慮して通知を出しておりますので、もしお許しをいただければ参考人から説明をさせてやっていただきたいと思います。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおり、給食費の未納対応に当たりまして、一部の教員に負担がかかっているのではないかと。現場では、五割を超えているところの未納問題について特に配慮してないという実情が浮かび上がったわけでございます。

私も、この問題、給食費の未納問題については、市町村教育委員会がこの未納状況を随時把握して学校をサポートしていく、そのことが大切だろうと思つていてございまして、昨年のこの調査結果を受けて、本年一月二十四日付で、都道府県教育委員会を通じて、市町村の

教育委員会や学校にそれぞれその留意事項を通知いたしました。未納問題への対応を促したところでございます。

具体的には、学校に対しては、学校給食の意義や果たす役割を保護者に十分認識していただくよう周知すること、それと、教育に専念すべき教員に過度の負担がかからないよう、PTAとも連携しつつ、それから校務分担をきちんとしながら、学校全体で取り組むことなどを指導させていただいております。

一方、学校の設置者、そして同時に給食の実施者でございます市町村の教育委員会等に対しては、まずは就学援助の充実にお努めいただくこと、それと、保護者に対しまして生活保護や就学援助制度の活用を奨励いたしますとともに、これまで教育委員会から保護者に直接交付をしておりました就学援助金等々についても、学校長への交付ということについても検討をいただく必要があるのではないかと、そしてまた各学校の未納状況を教育委員会みずから随時把握しながら、当該学校と連携して未納問題の解消に努めるよう促したところでございます。

以上でございます。

○田島(一)委員 冒頭、大臣は、教育委員会がやはり主体的にこの未納問題に取り組むべきだといふふうにお話いただきました。しかし、今、通達の内容を局長が御紹介いただきましたけれども、学校全体としての取り組み体制を整えろというような御指示をなさつたようだけれども、教育委員会というキーワードは全く何か見えないような気がするんですね。

学校がやはりやるべきだとお考えの局長、それと、教育委員会がやはりもっと汗をかけとおっしゃる大臣、何か、この辺のずれは、私はどのように理解したらいいんでしょう。

○樋口政府参考人 私どもは、今回の通知に当たりますのは、教育委員会が取り組むべき事柄、そして学校が取り組むべき事柄がある。教職員に過度の負担がかからないように、特定の教職員に

負担がかからないように、学校全体でも校務分掌の中でこの未納問題に対応していただくように配慮いただくことを学校に求めますと同時に、もう少し教育委員会が主体的に未納問題に取り組むというところで、学校と連携をしながらこの未納家庭等に対しての徴収等にもかかわっていく等々、教育委員会としても主体的にこの未納問題にかかわっていくように促しをさせていただいたところでごさいます、学校のみにこの未納問題の対応を求めるといった趣旨ではないわけでごさいます。

○田島(一)委員 私の手元にもそのときの通知があります。教育委員会が主体的に頑張れというようなキーワードは、どう探しても、局長名のこの通知には私には発見することはできません。この文書を読む限りは、学校が全体として取り組み体制を整える、それから地方公共団体あてに通知をされているのは、就学援助事業の充実に努めろというキーワードであり、とにかく学校が何とかしろみたいなふうには私にはとれないんですね。大臣がせっかくおっしゃってくださっているんだったら、この通達、本当に誤解を招いているんじゃないかと私は思うわけであります。

これは水かけ論っぽくなってしまうからあえて深掘りはいしませんけれども、実際に現場の教育委員会ないし学校でも、本当にさまざまな、手をかえ品をかえ、取り組み、回収に苦悩されている実態をお伺いしています。

例えば、山梨県の石和中学校ですと、二カ月の未納が発生した場合は給食停止に踏み切るという文書を家庭に配付するとか、再三の支払い要求を無視した世帯に対して、保護者の給料を強制執行で差し押さえたという広島県の呉市など、千葉県では回収専門の収納補助員を雇っているなどところもあります。もともとから少子化対策という名のもとに北海道の三笠市では小学校の給食費を完全無料で実施しているというところもあり、あの手この手で本当に回収に苦悩されている様子を私も随分勉強させていただいたわけ

ありますが、果たして、自治体であるとか学校現場に回収の苦勞を、回収の取り組みを押しつけておくのがいいのかなとさえ思ってしまうところも正直ございます。

何やら全国一貫した知恵と申しますか対応策、文部科学省から、そろそろ各自自治体、学校現場におおろしていただくような、そんな取り組みが私は必要ではないかというふうにいるわけでありまして、大臣、どうお考えですか。

○伊吹国務大臣 これは、先生、地教法の改正をお願いすることにもかかわってくることで、御承知のように、私たちが学校現場に頑張れとかどうだとか言う権限は今のところ一切ありません。これはすべて教育委員会を通じてお願いをしているわけです。そして、学校給食の実施者は市町村教育委員会なんですよ。だから、教育委員会が、学校現場にお願いするというのも、すなわち教育委員会を通じてお願いしているわけで、文部科学官僚というのは、何か自分たちが物を言えれば学校現場がすぐ動くという意識を持っているとしたら、それは間違いなんです。

だから、教育委員会に何を頼むのか、学校における、その際頼む留意事項は何かということですから、学校でこういうことをやってもいいというようにすることについては、地域の教育委員会ぐるみで支援をしてやらなければ学校現場は動けません、それは。当然のことなんです。だから、学校にこうしてくれということとはもちろん書いてありますよ。しかし、それをどういうふうにする学校現場でやらせるかというのが各教育委員会の感性であり知恵なんです。そのことを私は申し上げているわけです。

○田島(一)委員 ただ、問題がこれだけ大きくなってきた中で、当然地方自治体の教育委員会の知恵を絞って取り組むべきことだ、そういう御趣旨の答弁だったというふうに思いますけれども、余りにやはり、それぞれのケースがほとんど、ばらばらだとはいえないながら、大体保護者のモラルに引っかかっている、問題が起因しているわけ

けであります。そう考えると、私は、これはもう全国一律こういうふうにするべきだという、いわゆる地方自治体、地方の教育委員会、学校現場の苦勞、苦悩を軽減させるための知恵を文部科学省としても少し授けてやってもいいんじゃないかと考えるんです。

その点について、文部科学省として取り組みをする姿勢はお持ちかどうか、お答えいただけますか。

○伊吹国務大臣 これは、先生のお手元に行っておりますので、各都道府県における未納問題の取り組み状況と今後の対応方針というものが、その中で、文部科学省が十九年の一月二十四日に出している通知によれば、教育委員会における留意事項というのをまず書いてあるわけですね。それは何かというと、経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しては、生活保護や就学援助制度の活用を奨励するとともに、給付金の学校長への給付について検討すること、就学援助の充実に努めること、各学校の未納状況を随時把握し、当該学校と連携して未納問題の解消に努めること、これが教育委員会に対する我々の連絡です。

そして、同時に、学校における留意事項として、教育委員会を通じて学校に通知をしてくださいと言っているのは、学校給食の意義や果たす役割を保護者に十分認識していただくとともに、一部の保護者が学校給食費を未納することによって他者に負担が発生することを保護者に周知し、理解と協力を求めること、特定の者に過度の負担がかからないよう学校全体で取り組むとともに、PTAとも連携して未納の解消に努めること、こういう構成になっているわけです。

ですから、学校現場における留意事項まで書いてあるわけですが、これをどう動かししていくかというところについては、教育委員会が、熱意があるところはいろいろな工夫をしてやるでしょうし、学校現場にだけ押しつけているような教育委員会じゃだめなんです。ね。

だから、文科省としては、現在の地教法上学校現場に直接の立ち入りはできませんから、あとは、まさに地方自治とおっしゃるのであれば、そういうことをしっかりとやっていない教育委員会を抱えている地方議会が、そのことについてしっかりとした批判をしてそれを正さなければならぬ、それが地方自治という権限を主張する者の私は義務だと思えますよ。

○田島(一)委員 地方それぞれが独自性を発揮してお取り組みをされている、その状況も随分掌握をさせていただくことができました。しかしながら、これが過度に進んでいくと、先ほど大臣も懸念をされていた個人のプライバシーの問題など、本来であるならば知らなくてもよい情報まで開示してしまいかねない、PTAという地域社会の集団にその事実を知らしめるというような問題も懸念するわけであります。そうなりますと、地方に、それこそ、頑張れと任せることがかえって大きな、違う問題まで引き起こしてしまう可能性もあるという点を私は一方で心配をしております。どうか今後、この未納問題に対してはさまざまな通達や状況把握を文科省としてもされていくことだろうと思えますけれども、そういった、違つた問題まで派生することのないような十分な配慮、それと、教育現場にそのしわ寄せが来ないような配慮に対しての通知等を進めていただくように要望をしておきたいと思えます。

変わりました、次に、教職員の勤務実態をめぐる諸課題についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

去る二月の二十一日にこの文部科学委員会の中でも我が党の藤村委員が賃金関連について取り上げたところがありますが、今回、この給食費の未納問題と前後して、教員の勤務実態調査の集計も上がってきたところでもあります。

平成十八年の七月から十二月までの六カ月間、四週間ごとに六期に分けた調査の結果が出てきたところでありまして、これの詳細については当時の銭谷さんから丁寧に御報告をいただいております。

すから、あえてこの数字までは挙げませんけれども、各月おおよそ一日約二時間程度。二時間程度という非常に軽い扱いをされている、そんな御答弁だったというふうに思いますが、教員の超過勤務時間が、この数字からは平均約四十時間という数字が上がってきております。

これは、御承知のように、超過勤務手当というのは教員に対しては支払われておりません。他の地方公務員等においても、手当というのは支給されておりますが、約十時間。民間においても、一定の調査をされた数字が、それこそ厚生労働省の毎月の勤労統計調査で、十時間から十一時間という数字が平成十八年度では出てきております。

そんな中で、一昨年、厚生労働省が所管する労働安全衛生法が改正をされたところでありましたが、きょうは参考人として厚生労働省からも労働基準局安全衛生部長にお越しをいただいておりますけれども、この労働安全衛生法の改正の趣旨、そして学校教育の現場においてこの労働安全衛生法に基づく必要性はどのように配慮されるべきかというふうにご考えていらっしゃるか、その辺をちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○小野政府参考人 御質問にお答えを申し上げます。

一昨年、労働安全衛生法が改正をされました。この趣旨につきましては、その大きなものとして、過重労働による健康障害防止を図る一環として、長時間労働を行う者に対して労働者の健康管理に関する措置を適切に実施する、こういう趣旨で、一定時間以上の長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する医師の面接指導制度というものを導入して、平成十八年四月、昨年の四月から施行をしているところでございます。

これは、全体の業種の事業場において働かれる労働者にもろん適用されるものでございましてけれども、今御指摘の学校の教職員の方につきましても当然適用されるということで、私どもとしても、労働安全衛生法の改正時に、きちつとこうした法の趣旨が徹底されるようにということで、そ

の後指導しているということでございます。

○田島(一)委員 当然学校現場の教職員についてもこの改正労働安全衛生法が適用されるものと明確に御答弁をいただきました。

先ほど申し上げたとおり、教員の超過勤務時間は、勤務実態調査から分析をしても平均約四十時間ということでありまして。

同様に、この調査の結果明らかになったこと、これが教員の平均休憩時間、休みの時間ですが、一期から五期までそれぞれあります。第二期というのが夏季休業期、夏休み期間でありますからこれはちよつと該当しないのかもしれませんが、学校が子供たちに授業を教える二学期それから三学期において、休憩時間を見ますと、小学校では実は六分間、一日ですよ。一日わずか六分間。中学校でもわずか七分間というのが四期、五期の結果であります。

安全衛生部長、休憩時間が六分、七分というこの教育現場の実態、これをとらえて、労働安全衛生法に照らし合わせてどのようにお考えか、お聞かせください。

○小野政府参考人 お答えをいたしたいと思ひます。

今お尋ねの休憩時間、私も教員の方の勤務実態調査の詳細を承知しているわけではありませんが、けれども、休憩時間につきましては、委員も御承知のとおりだと思ひますが、安全衛生法というよりも労働基準法の方で、労働基準法三十四条に、使用者は、労働時間が六時間を超える場合は少なくとも四十五分の休憩時間を、また、八時間を超える場合は少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならぬ、こういう規定になっております。

休憩時間の置かれる位置は労働基準法上は特に問われているわけではございません。トータルとして、先ほど申し上げた四十五分あるは一時間というものが与えられればよいということで、当然、こういった労働基準法の内容は遵守をされているというふうに私どもとしては考えておりま

す。

○田島(一)委員 大臣、今私が説明をしたとおり、教育の現場は、先ほど取り上げた給食費の滞納問題に対する取り組みも含めて、かなり現場の先生が、随分、ゆつくりどころか休み暇もなく頑張っていたという様子は御理解を多分いただいたかと思ひます。大臣もこの調査結果はごらんになられていらっしゃると思いますよ。

○伊吹国務大臣 先生のところへお出するものは当然大臣は目を通してあります。

そして、私が出しましたコメントは、この調査はもう少し実態をよく考えて、もう一度見直した方がいいということ、調査をした者に申し出てあります。

それは、例えばお昼は給食と一緒に食べますね。これは、給食と一緒に食べる時間はみんな勤務時間になっているんです。仕事をしているというところになっています。休憩時間になっておりません。それから、例えば授業と授業の間のこまあきの時間がありますね、この間は授業準備時間というところで、休息の時間とはカウントされていないんです。ですから、これは人によってかなり受けとめ方が違う数字じゃないかという気は私はしているんです。

通常期においては六分しか休憩がないなんというようなことは、人間として耐えられないことですよ、率直に言えば。ですから、私どもも、例えば、先生からなかなか質問の要旨が出てこない間、ずつと待つて、待機している、例えばですよ……(田島(一)委員「ちよつと、誤解を招くようなことを言わぬでください」と呼ぶ)いや、それじゃ、議員からの質問要旨がなかなか出てこない場合ならいいでしょう。ずつと待機をしている時間は、これは勤務時間とカウントするか休憩時間とカウントするかとか、そういうことはやはりたくさんあるわけなんです。だから、教師の人たちの勤務の特殊性というものがありますから、従来から、超過勤務手当を支給せずに特別の手当でこれに対応しているということもやってき

ているわけなんです。

ただし、私は、先生がおっしゃっている基本認識は共有しています。学校現場はかなり大変だということとは共有しています。しかし、六分しか一日にはつとめる時間がないというのは、これはどうだろうという気が私自身はしているのでも、もう少しきめ細かく調べた方がいいというコメントは出しました。

○田島(一)委員 非現実的な数字なんです。ね。

ですけれども、恐らく本当に気の休まる暇のない教育現場、先ほどわざわざ大臣が御披露いただいたように、給食時間も、子供たちに目配り気配りをしなければならぬから休憩ではなく勤務時間だと。そして、休み時間も、まあとれてトイレに行く時間があればいいような状況で、私も、教育の現場に何度も邪魔をいたしましたし、実は、一月に、ゲストティーチャーで自分の母校の教壇にも立たせてもらいましたが、本当に精神的に疲れることを身をもって経験させていただきました。休み時間でも、ほとんど、先生が中庭や校庭に出て子供たちと一緒に接する努力をされている様子を見てみると、準備のままならないような状況があるかというふうに思ひます。

それと、実は、古いデータをちよつと引用させていただきますというふうに思ひますが、一九六六年、私が生まれてまだ間もないころの文部科学省の勤務実態調査の時間と比較をさせていただきますと思ひます。大臣のお手元の方にはこの数字をお示ししておりますのでちよつと耳を澄ましていただきたいんですが、子供と接する時間もしくは授業時間、いろいろな対比をさせてもらっています。

実は、授業時間も、一九六六年に比べると、小学校では約一時間四分ふえています。中学校でも三十分増加をしています。そして、子供の指導に直接関係しない事務活動といましようか、いわゆるPTA対応とか、報告書の書類を作成したりする時間、これが、六六年当時小学校では四十分だったのが、今回の調査結果では一時間四十

三分と、実は一時間以上もふえているわけであり
ます。中学校もまたしかり、四十九分から二時間
一分とふえています。子供たちと接する時間が
減って、そして、指導に直接関係のない時間がふ
えている教育現場。

そして、もう一つ興味深い調査結果を御披露さ
せていただきたいと思ひます。例えば、教員が、
先ほどおっしゃったように、休み時間を利用し
て、専門性を高めたり、授業で子供たちにわかり
やすい授業をする、指導力を向上させるといった
趣旨の、いわゆる学校内での研修、もちろん先生
同士が集まって、こういうふうなこの課題につ
いては指導をしようというふうな学校内での研
修というのがあるわけですが、この研修、
民間でいえばOJT、オン・ザ・ジョブ・トレ
ニングですけれども、この時間が、実は、小学
校で比べても一時間十分から五十五分と減って
おりますし、中学校では何と一時間二分から七分
に減っているんですね。

本来ならば、教員同士がお互いの指導力を高め
ていく、そういう学校内、もしくは教育委員会
が主催する研修等でそれぞれの先生方の指導力
を高めてもらう、そういうことが必要不可欠だと私
も考えますが、絶対的な時間が今なくなつてきて
いる。もちろん、大臣が懐疑的に、このデータに
対して余り信頼を置いていらつしやらない様子は
何となくわかるんですけども、しかし、如実に、
随分この数字が減っているというところは、ど
んなに例えば計算を精査したところで間違いなく
減っているんだと私も思ひました。

指導力向上に必要なこういった研修に時間が割
けないということは、今議論されている指導力不
足の教員の増加という点にまで関連性があるの
ではないかと私は思ひます。そう考えると、
と、短絡的に指導力不足とレッテルを張る前に、
もう少し学校現場でやるべきことがあるのでは
ないかと考えるわけであります。もちろん、今申
し上げた、直接子供たちの指導と関係のない事務
業務の時間を減らすことも一つです。それ以外に

も、指導力向上に寄与できる研修の時間を確保す
るということも大きな課題の一つではないかとい
うふうに思ひますが、大臣、どのように認識をさ
れ、取り組まれようとお考えか、お答えくださ
い。

○伊吹国務大臣 いずれ委員会、立法院にお願
いをしていただかないと学校教育法の改正案にお
いては、副校長あるいは主任等の、いわゆる事務
の処理、単なるペーパーワークだけじゃなくて、先
生のお手元に行っている資料でいえばPTA対応
だとか地域対応だとかいろいろな渉外事務、
こういうことを扱う職を新たに作るようなこと
を、今、立法作業の中でやっております。

先生がおっしゃるとおり、研修をしたり児童生
徒と向き合ったりする時間をやはりできるだけ
くさんとしていくということは、もうこれは当然
のことでございますから、その方向で努力をさせ
ていただきたいと思います。

○田島(一)委員 冒頭、私、労働安全衛生法の話
をして、もう少し時間があれば引き続きやらせて
いただきたかったところなんですけれども、
残念ながら、この労働安全衛生法における勤務
実態の把握、これは実は、学校現場では学校長な
んかも全然できていない状態が続いています。こ
ういった全国調査がなされればこういうような数
字が出てきて、おやつと首をかしげるところがあ
りますが、実際、この労働安全衛生法の遵守につ
いての通知を教育現場、教育委員会に対してさ
れているところではあります、なかなかこれが、
今の体制からすると、現場ではそれを把握でき
るような状況にはありません。

先ほど副校長云々のお話もされたところであり
ますけれども、学校長が本当に勤務実態を把握で
きるような体制を整えられるのかどうか。もちろ
ん、今では現場の教師が仕事を自宅へ持ち帰っ
て、やっているとケースもあります。学校内で
やっているその勤務実態すら把握できない体制に
なっていますから、この辺の問題点はまた後ほど御
提案なりに対して聞いていただきたいと思います。

うに思ひますが、何しろ課題の多い教育現場であ
ります。

この点について、地方自治体任せではなく、そ
の全体をとらえた中で今後の法律に対するあり
方という点でまた議論を重ねていきたいと思ひま
すので、お願いを申し上げて、私の質問を終わら
せていただきます。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭で
ございます。

私は、三月一日に予算委員会第四分科会で、伊
吹大臣に、公益法人に対する監督権限の問題につ
いて質問をいたしました。大臣は、民法で監督権
限が定められているというふうに答えられたわけ
であります。

それに該当する民法の条文は、六十七条の二
項、「主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命
令をすることができ、三項、「主務官庁は、職
権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査
することができ、七十一條、法人が「主務官庁
の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき
行為をした場合において、他の方法により監督の
目的を達することができないときは、主務官庁
は、その許可を取り消すことができる」というふ
うになっていると思ひますが、これに間違いあり
ません。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。
今委員御指摘になりました、民法第六十七條
第二項、第三項及び七十一條で、それぞれの公益
法人の監督に関する主務官庁の権限を規定してい
るものでございまして、委員の御指摘のとおりで
ございます。

○佐々木(憲)委員 非常に強力な権限を持つてい
るわけでありまして、文部科学省の所管
のもとにある公益法人日本美術刀剣保存協会、こ
れが、刀剣、刀装具の審査に不正が見られた。役
員、職員、その親族が申請できないにもかかわら

ず、不正に申請をしていた。そのため、文化庁は
二〇〇一年に改善の指導をし、協会はそれに応ず
ると言っていたわけでありまして。

ここに、二〇〇一年の十月二十九日付の、業務
の改善措置結果報告についてという、内部の稟議
書のコピーを私にいただいておりますが、ここに、
今常務理事で当時学芸部長の田野辺道宏さんの判
こがはっきりと押してあるわけでありまして。とこ
ろが、にもかかわらず、不正が繰り返されてお
ります。

昨年五月十七日に文化庁は刀剣協会に対して指
示を出したそうですが、その内容はどのようなもの
だったのでしょうか。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の五月十七日に日本刀剣協会の担当者と呼
びまして事情を徴したところでございますけれど
も、その際には、平成十三年のいわゆる業務改善
の措置の報告にたがう事例があるかどうかの報告
を求めたということでございます。

○佐々木(憲)委員 このときは、その要請の内容
は、一部の役員と一部の業者の癒着があると投書
及び電話があったそうでありまして、この癒着に
よって私物化され、信用が失墜されていると。文
化庁として、放置できない、したがって早急に文
書で回答されたい、回答文書は、林専務理事、後
藤事務局長及び田野辺前学芸部長、それぞれ作成
し、回答をお願いします、こういうことだったと
思ひますが、そういうことですね。

○高塩政府参考人 今先生御指摘のございました
日本美術刀剣保存協会の三名の理事に對しまし
て、同協会の刀剣審査の透明性、公正性に疑義が
生じていることに關しまして、事実関係を調査
し、報告をするよう求めたところでございます。

○佐々木(憲)委員 私が紹介をしたとおりのこと
を求めた。
当時この刀剣協会の会長は橋本龍太郎元総理で
ございました。橋本さんは、昨年五月十八日に開催
された理事会・評議員会に出席をされておりま
す。そして、この文化庁からの指示内容について

確認をし、その内部の文書に協会の中で判を押して決裁をされているわけです。その上で、この評議員会で、橋本さんは、それを実行するようにというところで、筋の通った発言をし、それを確認されております。こういうことですね。

○高塩政府参考人 昨年五月十八日に開催されました理事会におきまして、私どもはその理事会の議事録を入手いたしておりますけれども、橋本前会長におかれましては、文化庁の指導を守る旨の発言をしたというふうに承知いたしております。

○佐々木(憲)委員 橋本元総理は、このときは、三人それぞれ、一括して回答するんじゃないかと、一人一人の良心に従って回答するように、こういうふうな発言もされていると聞いております。

その際、理事会・評議員会では、人事関係についてはこの案件処理の後のことである、こういうことも確認されたと承知しておりますが、間違いありません。

○高塩政府参考人 五月十八日の議事録によれば、その前日私どもを訪れました当時の庶務課長が、文化庁の指導として、まずは文化庁の指導を守る、人事はその後からという発言をしておりますけれども、私どもといたしましては人事案件について言及したということはないというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 最後の言葉がよくわからなかったけれども、人事案件について、どういうことなんでしょうか。どう言いました。

○高塩政府参考人 私どもといたしましては、日本美術刀剣保存協会の人事につきましては、協会内部のことでございます。私どもが介入することとは適当ではないということから、人事について私どもの方から言ったことはないということでございます。

○佐々木(憲)委員 それはでたためじゃないですか。「人事関係については、上記の案件処理後とする」、つまり案件の処理が先だ、人事は後だと、はっきりとあなた方はこの指示内容をそういう形で出しているじゃないですか。違いますか。

か。

○高塩政府参考人 私どもの指導といたしましては、文化庁といたしましては、今先生から御指摘ございましたように、刀剣審査をめぐる事実関係につきまして、林事務理事、後藤事務局長から早急に文書で回答いただきたいということでございます。さらに、その上で、人事の件につきましては文化庁は介入できないわけでございますけれども、審査をめぐる疑惑の事実関係の解明を先に行ってほしいということは申し上げたところでございます。

○佐々木(憲)委員 だからそのことを聞いているんですよ。「人事関係については、上記の案件処理後とする」、人事については処理後であると明確にそういう指示をし、内部でもそのことが報告され、そして橋本元総理もそのことを確認し、判を押して、そして組織的に評議員会で確認をされているわけです。文化庁が指示をしただけじゃないんです。まあ、指示はできないと言いますけれども、要請をした。それに対応して、はっきりとその方向でやりますということが内部の評議員会で確認をされているわけです。

ところが、昨年の七月一日、橋本元総理がお亡くなりになりました。それ以後、事態が急変いたしました。八月十四日、突然緊急理事会が招集をされました。まあ、八月十四日といいますが、盆です。大体みんながお休みのときですけれども。当時、そのとき常務理事であった佐々淳行氏が突然会長となりました。後藤事務局長を即刻、当日解雇する、それから日高、野原両氏を契約が切れるまで自宅待機だ、こういう命令を出す。

しかも、張り紙まで、こういうものが張られていた。これはコピーであります。後藤事務局長は本日をもって解雇となりました。日高庶務課長(管理課長兼務)、野原会計課長は一月の自宅待機の後解雇となります。以上、事務連絡いたします。平成十八年八月十四日、財団法人日本美術刀剣保存協会会長佐々淳行。手書きのこういうもの、張り紙を入口に張ってある。これは、一般の人や博物館に行ったらこういうものが目に入るわけですよ。何が起ったんだらうと当然普通は思うわけでございます。驚くべき状況なんですね。しかも、九月一日、新しい人が突然事務局長だといつてあらわれたらどうでございますが、これは、人事関係は案件処理が終わってからだということ、文化庁の要請、あるいは橋本龍太郎会長のもとで行われた刀剣協会の側の確認を覆すものであります。

伊吹大臣にお聞きしますけれども、こういうやり方は非常に私は異常だと思いますが、真つたものだと思いますか。

○伊吹国務大臣 先生と予算委員会の分科会でお話をした認識は私は変わっておりません。

あす、今お話しした佐々会長が文化庁次長のごころへ面談に来るようでございますので、よく話を聞かせまして、余りに非常識なことが起こっている場合は、一番最初におっしゃった民法の規定にのっとって適切に対処していただくようお願いをしなれないかと思っております。

監督官庁という言葉はいいかと思いますが、これも、民間の公益法人との関係は、余り公権力を強制的に発動せずにうまくおさまつていくのが本来のあるべき姿だと私は思っています。我慢に我慢を重ねてきているということでございます。

○佐々木(憲)委員 そろそろ堪忍袋の緒が切れるころだと思ふんですね。このやり方というのは余りにも常軌を逸していると思ひます。

それだけではありません。いたたまれなくなった職員がこういうピラも配布をしたそうなんです。お願いというものです。これを見ますと、今文化庁の指導を無視すれば、刀剣協会は財団法人としての存続が難しくなり、数年後の公益法人の見直しを前に解散させられる危機状況にありますが。こう訴えて、協会は、刀にかかわるすべての人のためにあります。ある一部の人のためのもではありません。文化庁並びに故橋本会長が言明したように、文化庁指導の処分が終わらない

ちに人事を優先することは断固反対いたします。こういうことで、庶務部一同ということで、こういうピラを出したんですね。

ところが、これに対して、これはけしからぬというところで、佐々淳行氏を初めとする関係者が懲罰委員会というものを開きまして、そして、それが首謀者だということで庶務部の全員を一人一人つるし上げるみたいなことをやりました。本当に私はびっくりしましたけれども。

しかも、十二月一日には、庶務課内で四名の不当な配転が行われております。一週間後に引き継ぎ、翌日即日席を移動せよ、こういうことであります。庶務課の五人が女性ユニオン東京という労働組合に加入したんです。そして、この不当なやり方に闘っているわけですね。

これは、私、今の事態というのは非常に重大な事態で、文化庁の要請にもまともにこたえないばかりか開き直り、内部で、反対するあるいは常識的な行動をする者を排除するというようなことが行われているとすれば極めて重大であります。委員長にお願いしたい。佐々淳行氏をこの際、参考人として呼んでいただきたいと思います。理事会で話していただきたい。

○榎屋委員長 後刻理事会で協議をいたします。

○佐々木(憲)委員 次に、協会役員、職員、審査員などの内規違反の問題、これもたくさんあるんですよ。

平成十三年の文化庁指導を受けて、協会では、理事会で、役員は刀剣を申請できないと決めたはずなんです。ところが、現職理事が内規に反して申請をしている。これは前回、私も一部取り上げました。その後新たに判明したことを含めていただきました。その後新たに判明したことを含めていただきました。右の物件について審査を申請しますというふうに書いてあるんですね。平成十六年三月十六日、申請者氏名は林盛六と書いてあります。この林氏は事務理事の林盛六氏であることは間違いな

○高塩政府参考人 林盈六氏は現在も専務理事で
ございます。

○佐々木憲 委員 専務理事はできないんです、
こういうことは。それをやっている。

もう一枚あります。平成十六年九月三十日、鯉
沼昇。この人は、重要刀剣への申請であります
が、申請者は小林祥人となっているんです。この
小林祥人という人は非会員、会員じゃないんで
す。それで、重要刀剣、特別重要刀剣への申請と
いうのは会員でなければできないんです。鯉沼理
事は非会員からの申請を扱っている。非会員から
の申請を扱うのは違反じゃありませんか。

○高塩政府参考人 日本美術刀剣協会におきまし
ては、重要、特別重要につきましては、会員から
の申請のみを受け付けているというふうに承知し
ております。

○佐々木憲 委員 私どもが調べたところによる
と、二〇〇二年四月から二〇〇六年四月までの四
年の間に現職理事が違反したのは、林盈六氏九
点、森政雄氏十六点、小泉陽氏三点、鯉沼昇氏八
点、これだけあるんですよ。

さらに看過できない実態があります。我々が独
自に調べたら、こういうことなんですね。本来会
員しか申請できない重要、特別重要刀剣に、非会
員ということで申請されている、非常に多いんで
す、これが。しかも、会員番号が同じなのに申請
者の名前が次々と変わっている。

例えば、平成十七年、重要刀剣の部で、会員番
号二五〇一〇五四、この方は、名前は明確には
ここで言いませんが、あるときはNさん、あると
きはIさん、あるときは、別の受付でNさんと、
ころころ変わっているわけです。番号は同じなん
ですよ、会員の番号は。平成十六年、特別重要の
部で、同じ会員番号の方が、Kさん、Nさん、N
さんと名前を使い分けて申請しております。さら
に不可解なのは、今紹介したこの番号のNさん
が、平成十五年の重要刀剣の部では二六〇〇〇八
五九、全く別の番号で申請されているんです。
これは何を意味するかということですが、Nさ

ん、Iさん、Kさんなどと次々と名前が変わると
いうけれども、これは実体が伴わない、実際には
幽霊会員である、あるいは非会員である。しか
も、これらの申請者を扱っているのが、私が前回
指摘した刀剣商の真玄堂、高橋歳夫氏でありま
す。つまり、刀剣を扱う刀剣商が、みずからの名
前あるいは親族の名前で申請することができな
い、あるいは目立ち過ぎる、何度もやると目立ち
過ぎる、したがって架空の名前を使って申請した
ことが考えられると思います。

こういう事実が当然把握しているはずでありま
すが、非会員からの申請が非常に多いわけです。
平成十六年、特別重要刀剣の二二二件の申請の
中、非会員が十五件、七割近いんですよ。やって
はならないのが、何で七割もあるんですか。これ
は一部であります、こうした非会員の人たちは
本当に実在するのかわるか、私は、これは徹底し
てこの内容を調査すべきだ。

単に文化庁との関係だけではないんですよ。内
部の審査のあり方が根本的にもうでたらめになっ
ている。これは業者との癒着があり、その裏に金
が動いているかもしれない、そういう状況なん
ですからね。これは明らかに、こういうものを放置
しておくとしたら、文化庁や文科省そのものの、
あるいは大臣の姿勢さえ問われかねないという事
態であります。文化庁はぜひこれを調査し、そし
て違反者ははっきりと処分をするということ、で
根本的に出直すという指導をやるべきだと思いま
す。

大臣、いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 公権力の行使には否定的な日本
共産党の先生から、特にしつかりやれということ
でございますので、拳々服膺して、あすの、会長
が文化庁次長のところへどういうことを言ってく
るかもよく踏まえて、先生が御心配になつてい
ることはごもっともなことだと思っておりますので、よく
話を聞いた上で私どもとして措置をとらせていた
だきたいと思っております。

○佐々木憲 委員 以上で終わります。

○柳屋委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。

私も、この委員会で三回目になりますが、日本
美術刀剣保存協会の問題を引き続き文化庁並びに
伊吹大臣に問うていきたいと思っております。

長年滞り、また混乱してきた刀剣協会の不正常
な事態、今佐々木議員からもありましたが、この
事態を解消しようとして、故橋本龍太郎元総理大
臣、会長になられて、昨年の五月十八日には理事
会で、文化庁の指導に従って本案件の解決を図
れ、それまでは人事を凍結するとおっしゃってい
るというふうに伺っています。

前日も取り上げました二月二十六日付のこの協
会の文書は、「文化庁とのやりとりについて」とい
う表題でありまして、前回は私と大臣とのやりと
りが正反對に解釈されて、国会の審議で大丈夫な
ことがわかった、こういう話で、これも不愉快で
したが、よく読み直してみると、平成十八年に
なつて改善案が蒸し返された経緯とあって、先ほ
ど名前が出ました後藤事務局長の退任問題とい
うことに引っかけ、こんなことが書いてあるん
ですね。

橋本会長からは、文化庁との問題が片づくまで
人事は凍結するとして、後藤氏の、これは事務局
長ですね、後藤氏の退職問題は文化庁との問題処
理後とすることになったわけである、こういうふ
うに書いてあるわけです。その後、なお、橋本会
長の指示した人事凍結というのは後藤退職人事の
ことを意味し、つまり、事務局長をやめろとい
うことを意味し、御自身の死後の会長選任のこと
ではない。

私は、こういう、ちょっと驚いてしまふんです
ね。日本の伝統文化の資産である刀剣の保存と継
承をやっているという団体が、公益法人が、た
とえ内部文書とはいえ、人事を凍結するといふの
は御自分が亡くなった後の会長の選任のことじゃ
ないんだなということ、間違っても書いては
いけない、いかぬと思えますね。

文化庁に確認しますが、当時の橋本会長のこの

発言内容はこういうふうに理解されていますか。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

橋本会長は、平成十八年五月十八日に開催され
ました同協会の理事会及び評議員会におきまし
て、同協会の刀剣審査の透明性、公正性に対する
疑義が指摘されていることに対して、文化庁
の指導に基づき、まずその事実を調査することが
重要であるとの発言をされた旨、協会から報告を
受けているところでございます。以上でございます。

○保坂(展)委員 だれがどう読んでも、この文化
庁との平成十三年以来、二〇〇〇年以降の滞っ
ている問題をきちんと整理するのが先決事項で
すよ、人事のことはそれからということをおつ
しやりたかつたんだらうと。また、それが、大臣
も含めて、そういうことが当然ルールどおりの正
常化だということだと思ふんですが、ここに、先
日の質問を受けて、三月二十日付で、この佐々
長に対して文化庁の山崎課長から、これは報告書
を期限つきで出さなさいという、文化庁がこれま
で出した文書の中ではかなり強いと思われる要請
書があります。文化庁としては、貴協会が公益法
人として適切な法人運営を行い社会的信頼を確保
することが最も重要であると考えており、このこ
とを踏まえ、改めて、以下の事項を記載した報告
書を三月二十六日、つまりきのうですね、までに
提出していただく強くお願いいたします、こう書
いてあるんですね。報告事項の内容は、十三年の
十月、文化庁の指導を受けての貴協会の業務改善
措置結果報告以降の協会の対応と事実関係につ
いて述べよ。二番目は、刀剣審査の公正性、透明性
を確保するための今後の方策。

これだけ強く要請して、当然きのうは報告書が
あるんだらうと思つたんですが、ここまで強く要
請したものをどうして延期したんですか。確かに
佐々会長が来られて次長と会うというのはあるで
しょう。しかし、これだけ強く要請しておいて、
あつさり、三、四日延ばしなうと、そんな
もんなんですか。どうして延ばしたんですか。

○高塩政府参考人 この通知を出しました後に同協会の会長でございます佐々会長から、私どもの方に訪れたいということがございまして、その日程調整の結果、明日午前中ということになったわけでございます。私どもとしては、その話し合いの結果を経た上で報告書を提出していただいた方が妥当というふうに考えまして、三月三十日までに提出するようにということを口頭で伝達したところでございます。

○保坂(展)委員 先ほど文化庁の室長に伺いますと、三月三十日には同協会の理事会が開催されるそうなんです。ここでは、評議員の方々の任期切れの人事案件があると。理事は評議員から選出をされるという大変重要な日なんです、三月三十日というのは。

私は、少し懸念をいたしますのは、これだけ迷走しているわけです、この問題は。何を懸念しているかというと、この三月三十日の理事会などで、文化庁の指導やルール、規範に基づくべきだという声がこの協会の中にあるわけです、あるから我々のもとにも届いてくる。そういう人たちをいわばカットして、二月二十六日の文書のような、文化庁なんというのはいろいろ言っているだけだということで、おかしいよ、文化庁の指導に従った方がいいよという関係者の声も一切無視するような人事が起こってしまったのだろいかということをつくつく心配しているわけですね。その辺はどう考えていますか、文化庁は。

○高塩政府参考人 日本美術刀剣協会からは、同協会の現評議員の任期は本年の三月三十一日で満了するというふうに伺っております。評議員の選任につきましては、協会の寄附行為第二十一条によれば、「評議員は、会員の中から理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する」ということとされておりました、協会内部の方で決定されるべき問題だというふうに考えております。

○保坂(展)委員 大臣、大丈夫ですかね、こんな感じだね。次長があした会うというんですけれども。私はとても心配ですよ、はつきり言って。

もう一点申し上げましょう。もう一点聞きますよ、次長。

三匠会、こういう刀剣にかかわる皆さんが協会に要望書を出しているんですね。三点です。これは昨年の十一月八日ですよ。文化庁の行政指導に従えというのが一点。二点目は、不正疑惑対象への厳正な対応をしろというのが二点。三番目には、公益性を高いレベルで保持してほしい、この三点を協会に要望しているんです。そして十一月十六日には、三匠会の会長及び副会長が山崎課長を訪ねて厳格な指導を求めているというんですが、同じ中身でしたか。どういう中身でしたか。

○高塩政府参考人 今御指摘ございましたように、平成十八年十一月十六日、日本美術刀剣保存協会の所属団体でございます三匠会の竹井会長はかの皆様方が文化庁に來訪いたしまして、日本美術刀剣保存協会の刀剣審査に係ります文化庁と同協会の対応状況についての質問や、文化庁から同協会を厳しく指導してほしいとの要請がございました。

これを受けて、文化庁から三匠会に對しましては、日本美術刀剣保存協会に對しまして平成十三年の同協会への業務改善措置報告以降の刀剣審査への申請に関する事実関係等の報告を求めていることなどを伝えたところでございます。

○保坂(展)委員 次長もまじめな方だと思いますけれども、こは本当に大事な、あした午前中ですか、どういふ対応をされるのか。今のような答弁ぶりでは、協会の規約を読み上げていただいても、私はすつきりしないんです。

こういうことで迷走してきて、相当国会での議論もあつたのに、私と伊吹大臣の議事録さえ、このままで大丈夫なんだという根拠になつてしまふわけですから、やはりこれは厳しく。本当は期限を延ばしたのもよくないですよ。

そして、なお、絶対に確保してほしいと思うのは、文化庁の言っていることはもつともなことなんです。疑いがあったりするようなことはなくさなきやいけないんですね。というようにことを

言う人に対して、それを人事から一掃したりするようなことが起こつたら、これは改革でも何でもなくて、逆の作用ですから。これは大臣から、ちよつと自信なげなで、しつかり激励をして、筋を通せと言つていただきたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 仕事の指示は文部科学省できちつと私がしております。

きよう各先生から御指摘があつたことは、あす、そのまま次長は佐々会長にお伝えするでしょうし、佐々さんも、私は全く面識がないわけではあります。この方は警察庁におられて、仕事の上では私は幾らかのおつき合ひ、面識がつかつてございました。物のわからない方ではないと思ひますので、あす十分話をさせて、次長には、もうきちつと決着をつけろと指示してありますから、大臣の指示に従えない次長であれば、それは次長がみずからの進退は判断することですから、私の指示どおりの仕事はすると思ひます。

○保坂(展)委員 この問題は、先ほど佐々本委員からもお話があつたように、どうも奥が深いようです。どういふ事情でここの迷走を続けているのかは、私もちよつと理解しかねるところがあるんです。ちよつと常軌を逸しているなど。

ですから、参考人で佐々会長をお招きいただきたいという要望を私からも委員長にしておきます。

○柊屋委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○保坂(展)委員 原子力関係、あしたイーターの条約にかかわる法案審議がありますが、そちらに話題を移したいと思ひます。

前回、私は、「もんじゅ」の方に視察に行つたときに、原子力機構、あしたの法律改正案の中で出てくると思うんですが、こちらの責任者から、いわゆる活断層について、まさに志賀原発周辺で記録が余りなかつた大地震が起こつた直後でございますが、その当時も、他の二者と連携をして調査をするというふうに言つておりました。

しかし、この能登半島沖地震も踏まえて、これは徹底しなければいけないだろう、グレーゾーン

とか、ぼんやりやっているなんということは許されないというふうに思ひますが、文科省、どうでしょうか。

○藤田政府参考人 御説明申し上げます。

先日の御質問にお答えを申し上げましたとおり、現在、「もんじゅ」等の周辺の海域及び陸域におきまして、日本原子力発電、関西電力、そして原子力機構、三者が連携協力して地質調査を実施しているところでございます。

それで、今回実施中の調査におきましては、原子力安全・保安院の定めました新耐震指針に照らしました耐震安全性の評価方法並びに確認基準、こういった指示文書に基づきまして、周辺の半径三十キロメートルにわたります陸域及び海域につきまして、地質に関する最新の文献に照らして各種の調査を実施する。それから、特に敷地近傍にありましては、不明瞭もしくは小規模な変動地形までも含めて詳細な調査を実施する、こういった調査を実施いたしまして、活断層等の分布を把握するなど、綿密に調査を実施してきているところでございます。機密に調査を実施してきている限り地質調査の信頼性が確保されるよう努力をしているというふうに聞いていますところでございます。

○保坂(展)委員 甘利大臣が指示をされた、電力会社各社で、OBも含めて洗いざらいこの際何があつたのかを徹底調査せよというところで、当初、原発の温排水の問題とかいろいろ出てきましたけれども、最近に至つて、一つ一つ見れば、もう大変な事故につながりかねない問題が各社から続々上がつてきております。

そこでなんですけれども、例えば、「ふげん」や「もんじゅ」、あるいは東海再処理工場など、例えば原子力機構などがやっている文科省管轄の原子力施設において、こういう調査を指示されているのかどうか、これはいかがですか。つまり、電力会社系でこれだけあつた。同じ指針、同じ基準でやるべきじゃないかということなんです。文科省、どうですか。

○藤田政府参考人 御説明申し上げます。

電力会社等で臨界等におきます情報の開示がなされていなかったというふうなことも踏まえまして、原子力機構におきまして、「もんじゅ」「ふげん」等の機構の保有をいたします原子炉の自動停止、それから、臨界事故にかかわる未報告事例の有無に關しまして、過去の対応状況の記録を確認するなど、自主的に現在調査を進めてきていますところでございます。

私どもでこれまで機構から聞き取りをいたしました範囲では、「もんじゅ」「ふげん」に關し、臨界事故を含め、計画外停止など、国に対し報告すべきであるにもかかわらず報告を行わなかった事例は、これまでのところないというふう聞いていますところでございます。

○保坂展委員 これまで電力会社もなかったんですね、これね。こんなことがあつちやいかぬというところで、表に出したら大変だということに隠してきたということですね。

保安院にちよつと聞きたいんですが、私、原子力保安院というのは、電力以外の、今の原子力機構の、すべての原子力施設に対する規制を行つていて、例へば伊吹大臣が洗いざらい調べるというふうな命を發したときに、保安院も、文科省管轄の原子力施設についても規制を担当しているの、我々の仕事ですとこのう言つたんです。私が帰ろうとしたら、また飛んでこられて、いや、ちよつと違つていました、あれは文科省ですと。何かエアポケットみたいになつちやつて、これは重要なことがうまく図られないんじゃないかという心配があるんですが、その辺はどうなつていますか。

○青山政府参考人 御指摘のとおり、私も経済産業省におきましては、電力会社におけるデータ改ざん等の問題についての総点検を昨年求めているところでございます。

先生御指摘の、ほかの原子力関係の施設、特に核燃料サイクルの關係の施設につきましては、私も原子力安全・保安院が担当いたしております。

す。

その観点でいきますと、日本原子力研究開発機構におきまして、その関連の施設、例へば、「ふげん」「もんじゅ」、再処理施設などがあるわけでございます。これらにつきましては、旧動力炉・核燃料開発事業団の抜本的改革、いわゆる動力炉・核燃料開発事業団の安全性の向上といふことを目指して総点検を実施してきていますところでございます。

○保坂展委員 ちよつと時間が押してきてしまいましたけれども、伊吹大臣に最後に一言お願いしたいんですが、経済産業省のこのプレスリリースを見ると、とにかく洗いざらい調べると、そして、文書が残つていなくてもリタイアした人が証言するかもしれないということをやつたわけですね。同じことを文科省管轄のところでもやつてほしいんです。原子力事故が起きたら、どの省庁がやつているかは国民には関係ありませんから。ぜひお願いします。

○伊吹国務大臣 電力会社において、事故がなかったと言つておりながら、そういうことが甘利さんがいろいろ手を入れた結果出てきたわけですね。その事実を見まして、私から担当局長には、よくその辺をもう一度再確認しろという指示は出しております。

○保坂展委員 時間になりましたので、ぜひそれは厳重にやつていただきたいということをお願いして、終わります。ありがとうございます。

○梶屋委員長 次に、内閣提出、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。伊吹文部科学大臣。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部

を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○伊吹国務大臣 このたび政府から提出いたしました独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、核融合エネルギーの実現に向けた研究開発を国際協力により実施するイーター事業等に我が国として参加するため、今国会において、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に關する協定等の締結について、御承認をお願いしているところであり、

同協定等において、加盟者は、国内機関等を通じて、イーターに必要な機器の製作等を行うこととされております。

この法律案は、独立行政法人日本原子力研究開発機構を当該国内機関等に指定して、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するために、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、国際約束の履行に必要であると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求めることができることといたしております。

第二に、主務大臣から当該求めがあつたときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構は当該求めに応じなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○梶屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、明二十八日水曜日午前十時二十分理事

会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十九条」に、「第二十九条」を「第三十条」に、「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第四章中第二十八条を第二十九条とし、第二十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(主務大臣の要求)

第二十四条 主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に關する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならない。

附則第八條第三項中「第二十五條第一項第四号」を「第二十六條第一項第四号」に、「第三十條第二号」を「第三十一條第二号」に改める。

附則

この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に關する協定の効力発生の日又は核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に關する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日のうち

いずれか早い日から施行する。

理由

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して、必要な措置をとることを求めることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年四月五日印刷

平成十九年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C